

(1) げんじょう かだい
現状と課題

- 本市において、相談支援を軸に、障害のある人のライフステージを通じた支援を図る拠点となる障害者福祉センターには、地域生活支援センターと子ども発達支援センターの2つの機能を設けています。
- 地域における障害者福祉の発展・充実のため、地域生活支援センターの主要機能に人材育成事業を位置付け、これまで精神保健福祉ボランティア養成講座など、必要に応じた研修や勉強会等を開催しています。
- 地域生活支援センターに関連する地域生活支援事業は、必須事業である「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「基幹相談支援センター事業」と任意事業である「奉仕員養成研修事業」のほか「障害者虐待防止対策支援事業」を実施しています。
- 子ども発達支援センターでは、児童発達支援センターの機能に加えて、任意事業の「巡回支援専門員整備事業」等を実施しています。
- 障害者基本計画では、当事者団体やボランティア活動を支援する人材育成事業の支援員の増強や、子育て関係機関職員への勉強会や研修会の実施が盛り込まれています。
- 障害者福祉センターに求められる取り組みに関するアンケート調査では、「障害に関するさまざまな情報の提供」「専門員による就労関係機関との連携強化」「障害理解や合理的な配慮（日常生活での心遣い）などの啓発」「保育所や幼稚園、学校などでの療育指導（訪問支援）の充実」「専門員による子育て支援や教育の関係機関との連携強化」へのニーズが高く、今後の運営の参考として生かしていく必要があります。
- 障害者福祉センターが開催する勉強会や講座に関するアンケート調査では、「事業所などの支援者向けの専門的な講座」「当事者や家族向けの進学や就労に関する勉強会」「家族向けの発達や療育に関する勉強会」の開催希望が高くなっています。

- 事業者が開催を希望する支援者向けの講座に関するアンケート調査では、「知的障害又は精神障害の特性と支援方法」の開催希望が最も高く、「障害児の特性と支援方法」「リスクマネジメント研修（問題の発見と課題解決）」「クレーム対応・メンタルヘルス研修」の順に高い希望があります。
- 充実を希望する事業に関するアンケート調査では、「障害理解や合理的な配慮の推進」への希望が最も高く、「障害のある人が就労するための支援」「障害のある子どもに対する教育（特別支援教育など）」「保育所や幼稚園、学校などへの巡回指導」の順に高い希望があります。支援者サイド（事業所と支援団体）からのニーズでみると、「障害理解や合理的な配慮の推進」が最も高く、「障害のある人が就労するための支援」「日常生活を行うために必要な訓練や指導」「緊急一時的な宿泊や自立に向けた宿泊体験の実施」の順に高い希望があります。
- 「理解促進研修・啓発事業」では、ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布、みんなの勉強会や権利擁護、発達支援に関する講演会などを実施しています。
- 「自発的活動支援事業」では、人材育成事業の一環として、地域の大学と連携して学生ボランティアの支援を進めるとともに、当事者団体やボランティア団体の支援を進めています。
- 「基幹相談支援センター事業」は、基幹相談支援センターにおいて相談支援事業や障害者自立支援協議会の運営等を実施しています。地域の特定相談支援事業所の育成のほか、地域課題を集約する中で、情報を共有できる多職種連携の強化を図り、地域全体で支援する協力体制の構築を進めています。
- 「巡回支援専門員整備事業」は、専門員が施設等に巡回し、発達が気になる子等の保護者や支援を担当する職員に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。
- 「奉仕員養成研修事業」は、点訳や音訳の奉仕員養成講座等を人材育成事業の一環として実施しています。
- 「障害者虐待防止対策支援事業」は、障害者虐待防止や権利擁護に関する研修等を実施することで、障害者虐待防止の普及啓発を行っています。

【実績額】

(単位:円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	426,400	584,200	481,000	471,268	579,290
	自発的活動支援事業	1,194,800	1,277,000	1,466,000	1,508,000	93,600
	基幹相談支援センター事業	10,036,000	11,232,000	11,960,000	12,610,000	14,170,000
任意事業	巡回支援専門員整備事業	10,172,506	10,053,044	10,766,000	8,812,000	9,207,099
	奉仕員養成研修事業	119,000	126,000	135,800	243,000	0
	計	21,948,706	23,272,244	24,808,800	23,644,268	24,049,989

(2) 事業の実施見込み

- 障害者福祉センター関連事業においては、障害者基本計画等の推進を図るための中核施設となることから、事業実施にあたっては、障害者自立支援協議会や専門部会等の議論を踏まえ、精神医療系の医療従事者等の参画など、引き続きより多くの関係機関等との協働に努めていきます。
- 既存事業については、事業を継続するとともに、事業内容の充実や体制強化を図っていきます。
- 以下の活動指標に基づいて事業を実施した場合、令和5年度の支出見込額は、年額3,200万円程度と推測されます。

【活動指標】

(年号:令和)

			2年度 ねんとど	3年度 ねんとど	4年度 ねんとど	5年度 ねんとど	
必須 事業	理解促進研修・啓発事業 りかいそくしんけんしゅう　けいはつじぎょう		実施継続 じっしけいぞく	→	→	→	
	自発的活動支援事業 じはつてきかつどうしえんじぎょう		実施継続 じっしけいぞく	体制強化 たいせいきやうか	実施 じっし	→	
	相談 支援 事業	障害者相談 しょうがいしやうだん	実施力所数 じっしりょすう	2カ所 2しよ	3カ所 3しよ	4カ所 4しよ	5カ所 5しよ
		支援事業 しえんじぎょう	基幹設置 きかんせっち	実施継続 じっしけいぞく	→	→	→
		基幹相談支援センター等 きかんさうだんしえんじぎょうせんたーらう	実施継続 じっしけいぞく	→	→	→	
		機能強化事業 きののうきやうかじぎょう	→	→	→		
	住宅入居等支援事業 じゅうたくにゅうきやうらうしえんじぎょう		未実施 みじっし	検討 けんとう	→	→	
任意 事業	奉仕員養成研修事業 ほうしいういようせいけんしゅうじぎょう		実施継続 じっしけいぞく	→	→	→	
	巡回支援専門員整備事業 じゆんかいしえんせんちんいんせいひじぎょう		実施継続 じっしけいぞく	→	→	→	
	障害者虐待防止対策支援事業 しょうがいしやうぎやうたいぼうしだいたくしえんじぎょう		実施継続 じっしけいぞく	→	→	→	

(3) 事業実施に対する方策

- 「理解促進研修・啓発事業」は、障害者基本計画に基づき、「合理的配慮に関するパンフレット」や「ヘルプマーク・ヘルプカード」、「障害者福祉に関するホームページ」を作成し、障害理解や合理的な配慮の啓発や障害に関するさまざまな情報提供の充実を図っていきます。また、掲載の内容や活用方法、管理方法などを専門部会等で検討し、より効率的・効果的な支援となるように努めていきます。
- 「自発的活動支援事業」は、地域福祉計画における地域福祉活動と連携を図るとともに、障害者基本計画に基づき、ボランティアのコーディネート機能の強化やピアサポーター育成を進めるため、自発的活動を支援する人員体制の強化を図っていきます。
- 「基幹相談支援センター事業」は、地域の特定相談支援事業所と地域課題を整理し、より困難事例等の対応を強化していくとともに、生活困窮者自立相談支援事業で配置される就労支援員や就労・生活総合支援コーディネーターによる支援体制の充実を図っていきます。
- 「巡回支援専門員整備事業」は、保育園、幼稚園、小中学校及び障害児通所支援事業所等への巡回を実施し、障害児支援体制の強化を図っていきます。

- 人材育成事業として、支援者のスキルアップを目的とした「アンケート調査結果等に基づく事業者向け研修」等の開催を検討していきます。
- 「障害者虐待防止対策支援事業」は、障害者への虐待を防止するために、引き続き障害者虐待防止や権利擁護に関する研修や勉強会を実施することで、障害のある人が安心して暮らせるように普及啓発を図っていきます。

(1) げんじょう かだい
現状と課題

- 地域生活支援事業の必須事業（障害者福祉センター関連事業を除く。）は、「成年後見制度事業（利用支援・法人後見支援）」「意思疎通支援事業（支援者派遣・支援者設置）」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」となり、本市では全ての必須事業を実施しています。
- 「成年後見制度事業（利用支援・法人後見支援）」は、尾張東部権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の利用が促進されるよう必要な事業に取り組んでいます。
- 「意思疎通支援事業（支援者派遣・支援者設置）」は、国のガイドラインに基づき、市行事等に対する意思疎通支援者の派遣を保障するなど、事業の充実に取り組んでいます。
- 「日常生活用具給付等事業」は、障害のある人が自立した生活ができるように日常生活用具の給付や貸与を行っています。社会状況の変化に応じて、一部内容の見直しを行っていますが、電子機器の開発や医療技術の向上等に伴い、対象用具や基準額等の定期的な見直しが必要となります。
- 「手話奉仕員養成研修事業」は、聴覚障害の当事者団体と協働して、日常会話程度の手話を習得した手話奉仕員を養成する講座を豊明市、長久手市、東郷町と共同で実施しています。
- 「移動支援事業」は、屋外での移動が困難な障害のある人の外出を支援しています。支援者がマンツーマンで支援する個別支援型と複数の人を同時に支援するグループ支援型を実施しています。今後は、グループ型支援の普及啓発や、福祉有償運送やボランティア輸送等と連携した支援の検討等が課題となります。
- 「地域活動支援センター事業」は、基礎的事業と機能強化事業があります。基礎的事業は、第5期障害福祉計画に引き続いて、社会資源を強化するように事業の転換を図っています。

【実績額】

(単位:円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
成年後見制度事業 (利用支援・法人 後見支援)	239,755	902,197	1,446,023	1,798,611	1,381,490
意思疎通支援事業	1,251,820	1,245,620	1,203,951	1,158,130	1,203,175
日常生活用具 給付等事業	14,789,485	14,017,663	14,684,476	16,651,518	16,183,943
手話奉仕員養成 研修事業	273,250	298,188	299,999	299,997	298,703
移動支援事業	13,495,103	14,164,473	15,294,785	14,087,148	13,607,766
地域活動支援 センター事業	6,298,915	9,829,862	11,011,066	14,624,847	19,357,524
計	36,348,328	40,458,003	43,940,300	48,620,251	52,032,601

(2) 事業の実施見込み

- 必須事業については、社会状況の変化に応じて、より効果的かつ効率的な事業となるように必要な見直し等を図っていきます。
- 以下の活動指標に基づいて事業を実施した場合、令和5年度の支出見込額は、年額6,100万円程度と推測されます。

【活動指標】		(年号:令和)			
		2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	4人	4人	5人	5人
成年後見制度法人後見 支援事業		実施	→	→	→
意思疎通支援 事業	支援者派遣 実利用件数	21件	22件	22件	23件
	支援者設置 実設置者数	1人	1人	1人	1人
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援 用具	5件	5件	5件	5件
	自立生活支援 用具	13件	13件	14件	14件
	在宅療養等支援 用具	19件	19件	19件	19件
	情報・意思疎通 支援用具	8件	8件	8件	8件
	排泄管理支援 用具	1,248件	1,333件	1,423件	1,520件
	居宅生活動作 補助用具	1件	1件	1件	1件
手話奉仕員 養成研修事業	実修了者数	5人	5人	6人	6人
移動支援事業	実利用者数	74人	75人	76人	77人
	延べ利用時間数	5,406時間	5,594時間	5,787時間	5,988時間
地域活動支援 センター事業	実施カ所数	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
	実利用者数	66人	66人	65人	65人

(3) 事業実施に対する方策

- 「成年後見制度事業（利用支援・法人後見支援）」は、引き続き尾張東部権利擁護支援センターにおいて、制度を必要とする人が適切な支援を得られるように利用支援制度の周知啓発を進めていくとともに、市民後見人養成講座の開催等の法人後見の活動を支援する取り組みを進めていきます。
- 「意思疎通支援事業（支援者派遣・支援者設置）」は、現在の支援を維持できるような取り組みを検討していきます。
- 「日常生活用具給付等事業」は、社会状況の変化に応じて、給付対象品目や基準額、対象者等の見直しを定期的に図っていきます。
- 「手話奉仕員養成研修事業」は、引き続き広域実施していくとともに、手話奉仕員の増加やステップアップしていくための取り組みなどについて検討していきます。
- 「移動支援事業」は、事業所や対象者にグループ支援型制度の普及啓発を図っていきます。また、福祉有償運送事業やボランティア輸送等と連携した支援体制づくりを進めていくとともに、ボランティアと障害当事者をコーディネートする仕組みづくりを検討するなど、地域の移動に関する総合的な支援を踏まえた取り組みを進めていきます。
- 「地域活動支援センター事業」の基礎的事業は、第5期障害福祉計画の方針を維持し、本市の社会資源を強化する場合に実施する事業とします。また、機能強化事業は広域実施しているⅠ型事業（専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、一般相談事業、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施）について、関係自治体と協議し、必要に応じた見直しを検討していきます。

(1) 現状と課題

- 現在、障害者福祉センター事業を除く地域生活支援事業の任意事業等は、日常生活支援として「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」「居室確保事業」、社会参加支援として「レクリエーション活動等支援事業」「芸術文化活動振興事業」「点字・声の広報等発行事業」「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」「要約筆記ボランティア養成事業」、就業・就労支援として「更生訓練費給付事業」、権利擁護支援として「成年後見制度普及啓発事業」「障害者虐待防止対策支援事業」を実施しています。
- 充実を希望する事業に関するアンケート調査では、「障害のある人が就労するための支援」「障害理解や合理的な配慮の推進」「日常生活を行うために必要な訓練や指導」「障害のある子どもに対する教育（特別支援教育など）」の順に高い希望があり、更なる取り組みが求められます。
- 充実を希望する事業について、サービス利用者用と一般用のアンケート結果でみると、「障害のある人が就労するための支援」「障害理解や合理的な配慮の推進」「日常生活を行うために必要な訓練や指導」「障害のある子どもに対する教育（特別支援教育など）」の順に希望が高くなっています。
- 充実を希望する事業について、事業所用と支援団体用のアンケート結果でみると、「障害理解や合理的な配慮の推進」「障害のある人が就労するための支援」「日常生活を行うために必要な訓練や指導」「緊急一時的な宿泊や自立に向けた宿泊体験の実施」の順に希望が高くなっています。

【日常生活支援】

- 「訪問入浴サービス事業」は、一定数の事業者が登録し、比較的安定した状況でサービスを提供しています。
- 地域生活支援事業の改善希望に関するアンケート調査では、「職員体制の充実」をはじめ「開所時間の延長」と「開所日の拡大」の希望が高い結果となっており、「日中一時支援事業」に対する希望と推察されます。
- 「居室確保事業」は、国の基本指針における地域生活支援拠点等が有する機能の充実において、体験の場や機会の提供、緊急時の受入などが求められています。また、障害者虐待にも関連した事業であることから、さらなる事業者の登録や協力が望まれます。

【社会参加支援】

- 「点字・声の広報等発行事業」は、従来の市や市議会の広報のほか、生活に関わる行政資料等の音訳の提供を進めています。障害の種別や特性を考慮したわかりやすい方法での情報提供が課題となります。
- 「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」は、身体に障害がある人の免許の取得にかかった費用の一部や自動車を運転しやすいように改造するための費用を助成することで、社会活動の参加を支援しています。
- 「要約筆記ボランティア養成事業」は、必要な技術等を習得した要約筆記ボランティアの養成講座を長久手市と共同で実施しています。広域実施の拡大に向けて近隣自治体との協議が課題となります。

【権利擁護支援】

- 「成年後見制度普及啓発事業」は、尾張東部権利擁護支援センターにおいて、市民向け成年後見セミナー等の開催など、成年後見制度の啓発に取り組んでいます。
- 「障害者虐待防止対策支援事業」は、障害者虐待の防止のため、虐待発生時の体制整備や研修を行っています。本市では、障害者基本計画に基づき、高齢者虐待と連携した虐待防止ネットワーク会議の設置など、支援体制の強化を図るとともに、虐待発生時における弁護士等の専門家の助言体制の整備を進めています。

【就業・就労支援】

- 「更生訓練費給付事業」は、就労移行支援事業等の利用者に職能訓練等に必要物品や通所の費用の一部を助成することで、一般就労に向けた支援を進めています。
- 就業・就労支援については、小中高生時期からの就労訓練や障害者就労に関係する取り組みとして、保護者等を対象に地域の社会資源や利用手続きを学ぶ「福祉的就労説明会」や、具体的な進路のイメージを持っていただく「事業所見学バスツアー」等の開催を行っています。

【実績額】

(単位:円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日常生活支援	訪問入浴サービス事業	1,387,500	0	0	123,750	1,508,750
	日中一時支援事業	17,360,550	18,308,950	19,289,350	17,660,000	15,710,100
	居室確保事業	22,500	36,000	0	0	0
社会参加支援	レクリエーション活動等支援事業	75,000	49,482	8,440	72,714	90,206
	芸術文化活動振興事業	225,000	242,999	132,361	171,842	176,848
	点字・声の広報等発行事業	854,296	936,674	890,564	889,586	821,767
	自動車運転免許取得・改造助成事業	254,216	100,000	23,760	394,000	136,300
	要約筆記ボランティア養成事業	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
権利擁護支援	成年後見制度普及啓発事業	23,075	41,185	34,059	38,884	43,384
	障害者虐待防止対策支援事業	5,400	18,000	—	—	—
就業・就労支援	更生訓練費給付事業	337,680	500,510	479,990	345,870	186,190
計		20,625,217	20,313,800	20,938,524	19,776,646	18,753,545

(2) 事業の実施見込み

- 任意事業については、社会状況の変化に応じて、より効果的かつ効率的な事業となるように必要な見直しや整理統合を図っていきます。
- 次項の活動指標に基づいて事業を実施した場合、令和5年度の支出見込額は、年額2,300万円程度と推測されます。

【活動指標】

(年号:令和)

			2年度	3年度	4年度	5年度
日常生活支援	訪問入浴サービス事業	実施力所数	1カ所	1カ所	2カ所	2カ所
		実利用者数	3人	3人	4人	4人
	日中一時支援事業	実施力所数	6カ所	6カ所	7カ所	7カ所
		実利用者数	98人	101人	105人	108人
	居室確保事業		実施継続	→	→	→
	親子通園事業		実施継続	→	→	→
社会参加支援	レクリエーション活動等支援事業・文化芸術活動振興事業		実施継続	→	→	→
	点字・声の広報等発行事業		実施継続	→	→	→
	自動車運転免許取得・改造助成事業		実施継続	→	→	→
	要約筆記ボランティア養成事業		事業見直し	実施	→	→
権利擁護支援	成年後見制度普及啓発事業		実施継続	→	→	→
	障害者虐待防止対策支援事業		実施継続	→	→	→
就業・就労支援	更生訓練費給付事業		実施継続	→	→	→
	中高生向け就労支援事業		実施継続	→	→	→

(3) 事業実施に対する方策

【日常生活支援】

- 「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」は、安定したサービス提供ができるよう、人材育成事業において、支援者向けの講座等を開催するなど、支援者の専門性向上に向けた取り組み等を進めていきます。

- 「居室確保事業」は、地域生活支援拠点等の機能を担う他の事業所等と連携するとともに、協力事業所が増加できるように働きかけを進めていきます。

【社会参加支援】

- 「障害者等レクリエーション文化活動等支援事業」として、障害のある人すべてを対象とした事業を進めていきます。
- 「点字・声の広報等発行事業」も含め、障害の種別や特性を考慮したわかりやすい方法での情報提供等の検討を進めていきます。
- 「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」は、支援の必要性を精査し、必要に応じた見直しを検討していきます。
- 「要約筆記ボランティア養成事業」は、聴覚障害への理解を含めた入門的な内容を取り入れたり、既に講座を受講された方へのフォローアップ講座を開催したりするなど多様な内容で実施するほか、広域実施の拡大に向けて近隣自治体等と協議を進めていきます。

【権利擁護支援】

- 「成年後見制度普及啓発事業」は、尾張東部権利擁護支援センターにおいて、必要な啓発に取り組んでいきます。
- 「障害者虐待防止対策支援事業」は、引き続き虐待防止ネットワークを維持していくとともに、虐待発生時における弁護士等の専門家の助言体制の整備を進めていきます。

【就業・就労支援】

- 「更生訓練費給付事業」は、支援の必要性を精査し、必要に応じた見直しを検討していきます。
- 「中高生向け就業・就労支援事業」として説明会や見学会を実施し、特別支援学校や就労移行支援事業所等の関係機関と連携することで、地域における障害者就労の支援体制づくりを進めていきます。
- 地域の主要な課題である「障害のある人が就労するための支援」を検討していくため、地域生活支援事業で実施可能な支援方法等について専門部会等において調査研究を進めていきます。

(1) げんじょう かだい
現状と課題

- 障害者福祉に関するその他事業としては、年金や手当、税控除、交通費割引等のさまざまな制度があります。本計画では、市が独自に障害のある人を対象に実施する「障害者扶助料」「タクシー料金助成事業」「障害者紙おむつ助成事業」「施設外就労支援事業（にしん版チャレンジ雇用）」「軽度・中等度難聴児支援事業」をその他事業とします。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和2年4月に愛知県緊急事態宣言が発出されましたが、その期間中においても障害福祉サービス等の事業の継続が求められました。障害福祉サービス等を提供していく上で大きな影響を与える新型コロナウイルス等の感染症について、今後も感染防止対策を行った上で事業を行うことが求められています。
- 「障害者扶助料」は、平成25年度に支給額を一律減額し、その費用について障害者福祉センター関連事業をはじめ、障害者福祉に関するさまざまな事業に転換を図っています。
- 「障害者タクシー料金助成事業」は、移動に関する支援の総合的な見直しとして、対象事業者に福祉有償運送事業者2団体を追加したほか、平成29年度から、普通車用の助成金額を初乗料金相当額へ変更するとともにリフト付きタクシー用の助成を開始し、重度の身体障害のある、より移動が困難な人の外出機会の拡大を図っています。
- 「障害者紙おむつ助成事業」は、障害のある人で紙おむつが必要な人に対して、紙おむつ助成金を支給することにより、生活の安定や日常生活の便宜、介護者の負担軽減を図っています。
- 「施設外就労支援事業」は、障害のある人の一般就労を支援するにっしん版チャレンジ雇用として、市役所におけるさまざまな業務を施設外就労として就労移行支援事業所に委託しています。行政関係機関等に事業の周知等を進めており、年々、依頼する作業が増加しています。
- 「軽度・中等度難聴児支援事業」は、身体障害者手帳の交付対象者とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入や修理に係る費用の一部を助成することにより、難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援する事業です。

【実績額】 ☆：平成30年度から事業開始

(単位:円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害者扶助料	83,090,000	85,957,000	88,081,000	91,513,000	94,577,000
タクシー料金 助成事業	11,069,680	11,327,310	8,718,190	8,073,070	7,867,020
紙おむつ助成 事業	2,992,400	3,128,200	3,270,900	3,122,200	3,106,800
施設外就労 支援事業	900,000	900,000	900,000	900,000	1,200,000
☆軽度・ 中等度難聴児 支援事業	—	—	—	43,247	160,720
計	98,052,080	101,312,510	100,970,090	103,651,517	106,911,540

(2) 事業の実施見込み

- その他事業については、障害特性等を精査し、より効果的かつ効率的な事業となるように必要な見直しや整理統合を図っていきます。
- 以下の活動指標に基づいて事業を実施した場合、令和5年度の支出見込額は、年額1億2,200万円程度と推測されます。

【活動指標】

(年号:令和)

	2年度	3年度	4年度	5年度
障害者扶助料	実施継続	→	→	→
タクシー料金助成 事業	実施継続	→	→	→
紙おむつ助成事業	実施継続	→	→	→
施設外就労支援事業	実施継続	→	→	→
軽度・中等度難聴児 支援事業	実施継続	→	→	→

(3) 事業実施に対する方策

- 「障害者扶助料」は、障害福祉が関わる社会情勢等の状況に応じて、障害特性等を精査した上で、支給要件や給付額等の見直しやその方法について、障害者政策委員会や障害者自立支援協議会等の意見を踏まえて検討を進めていきます。
- 「障害者タクシー料金助成事業」は、一般のタクシーのほか、福祉タクシーや福祉有償運送等の移送サービスに対する支援とともに、普通車用の助成に加え、重度の身体障害のある、より移動が困難な人を支援するリフト付きタクシー用の助成を行います。
- 「障害者紙おむつ助成事業」は、介護保険制度との整合性を図りつつ、必要に応じた見直しを検討していきます。
- 「施設外就労支援事業」は、引き続き行政関係機関等に対して事業の周知等を行い、更なる業務切出を進めていきます。また、就労移行支援事業所以外への業務依頼について検討していきます。
- 「軽度・中等度難聴児支援事業」は、身体障害者手帳の交付対象者とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入や修理に係る費用の一部を助成することにより、難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援していきます。
- 新型コロナウイルス等の感染症への対策として、市内事業所配布用の感染防止消耗品の備蓄や事業所向け感染症対策講座の開催等の必要な支援を行い検討していきます。